

平成 30 年 12 月定例会

御杖村議会会議録

平成 30 年 12 月 13 日 開会

平成 30 年 12 月 20 日 閉会

御杖村議会

◎目 次

第 1 号 (12月13日)	- 1 -
◎議事日程	- 2 -
◎本日の会議に付した事件	- 3 -
◎出席議員 (8名)	- 3 -
◎欠席議員 (0名)	- 3 -
◎会議録署名議員	- 3 -
◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名	- 3 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員	- 4 -
〔発言記録〕	- 5 -
◎開会及び開議の宣告	- 5 -
◎会議録署名議員の指名	- 5 -
◎会期の決定	- 5 -
◎諸般の報告 (議会運営委員会)	- 5 -
◎諸般の報告 (桜井宇陀広域連合議会)	- 6 -
◎諸般の報告 (宇陀衛生一部事務組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告 (東宇陀環境衛生組合議会)	- 7 -
◎諸般の報告 (曾爾御杖行政一部事務組合議会)	- 8 -
◎行政報告	- 8 -
◎一般質問	- 10 -
吉田俊弘君「道の駅隣接ホテルの進出状況について」	- 10 -
葛城昌俊君①「インバウンドを取り込む施策について」	- 11 -
葛城昌俊君②「対話集会を終えての今後の施策について」	- 13 -
休憩・再開	- 14 -
◎議案第25号、議案第37号、御杖村営学習塾の設置及び運営に関する 条例の制定について〔上程、説明〕	- 14 -
◎議案第38号、御杖村長期継続契約を締結することができる契約を定め る条例の制定について、〔上程、説明、質疑、討論、採決〕	- 15 -
◎議案第39号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について〔上程、説明〕	- 16 -
◎議案第40号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕	- 16 -
◎議案第41号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について〔上程、説明〕	- 17 -
◎議案第42号、御杖村山村開発センターの設置および管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明、質疑、 討論、採決〕	- 17 -

◎議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の 議定について〔上程、説明〕	- 18 -
◎議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算 （第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	- 19 -
◎議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	- 20 -
◎議案第 46 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算 （第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕	- 21 -
◎同意第 2 号、議案第 47 号、桃俣多目的研修センター耐震・改修 工事に伴う工事変更請負契約の締結について〔上程、説明〕	- 21 -
◎議案第 48 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて〔上程、 報告、質疑、討論、採決〕	- 22 -
◎同意第 3 号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めること について〔上程、報告、質疑、討論、採決〕	- 23 -
◎散会の宣告	- 23 -

第 2 号（12 月 20 日） - 24 -

◎議事日程	- 25 -
◎本日の会議に付した事件	- 26 -
◎出席議員（8 名）	- 26 -
◎欠席議員（0 名）	- 26 -
◎会議録署名議員	- 26 -
◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	- 26 -
◎職務のため議場に出席した事務局職員	- 26 -
〔発言記録〕	- 27 -
◎開議の宣告	- 27 -
◎諸般の報告（例月出納検査結果）	- 27 -
◎議案第 37 号の撤回について〔上程、説明、採決〕	- 27 -
◎議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を 改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	- 28 -
◎議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する 条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	- 28 -
◎議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について〔質疑、討論、採決〕	- 29 -
◎一括議第〔委員長報告、質疑〕	- 30 -
・議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 5 号)の議 定について・議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正 予算(第 2 号)の議定について・議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康	

保険特別会計補正予算(第2号)の議定について・議案第46号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について	
◎議案第43号、平成30年度御杖村一般会計補正予算(第5号)の議定について〔討論・採決〕	- 31 -
◎議案第44号、平成30年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の議定について〔討論・採決〕	- 31 -
◎議案第45号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議定について〔討論・採決〕	- 31 -
◎議案第46号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算(第3号)の議定について〔討論・採決〕	- 32 -
◎議案第47号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結について〔質疑、討論、採決〕	- 32 -
◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕	- 33 -
◎議員派遣について〔上程、採決〕	- 33 -
◎閉議及び閉会の宣告	- 33 -
◎会議録署名	- 35 -

第 1 号 (12月13日)

平成 30 年 12 月御杖村議会定例会（第 1 号）

平成 30 年 12 月 13 日
開会 午前 10 時 00 分

◎議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

- ・ 議会運営委員会 11/ 22
- ・ 桜井宇陀広域連合議会 11/ 12 定例会
- ・ 宇陀衛生一部事務組合議会 11/ 26 定例会
- ・ 東宇陀環境衛生組合議会 11/ 30 定例会
- ・ 曾爾御杖行政一部事務組合議会 12/ 10 定例会

第 4 行政報告

- ・ 村長

第 5 一般質問

- ・ 吉田議員（1 件）
- ・ 葛城議員（2 件）

第 6 議案第 37 号
御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定について

第 7 議案第 38 号
御杖村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について

第 8 議案第 39 号
御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 40 号
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議案第 41 号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 42 号
御杖村山村開発センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 12 議案第 43 号
平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定について

第 13 議案第 44 号
平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について

第 14 議案第 45 号
平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について

第 15 議案第 46 号

平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について

第 16 議案第 47 号

桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結について

第 17 議案第 48 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

第 18 同意第 3 号

御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについて

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8 名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1 番	葛城昌俊君	2 番	古川芳明君
3 番	吉田俊弘君	5 番	松岡一生君
6 番	木村忠雄君	8 番	山崎往男君

◎欠席議員（0 名）

◎会議録署名議員

1 番	葛城昌俊君	8 番	山崎往男君
-----	-------	-----	-------

◎地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	森本成則君

保健福祉課長
教育委員会次長

片岡保昌君
中村康幸君

◎職務のため議場に参加した事務局職員

事務局 長
書 記

中嶋英樹君
川上隆二君

〔発言記録〕

(午前 10 時 00 分 開議)

◎開会及び開議の宣告

- 議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。
本日の 12 月定例会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 30 年 12 月御杖村議会定例会を開会します。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（盛岡英成君） 本日の議事日程は、配布済の日程表のとおりとします。
日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第 127 条の規定に基づき、会期中における会議録署名議員は、1 番 葛城昌俊君、8 番 山崎往男君を指名します。

◎会期の決定

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 2、会期の決定を行います。本定例会の会期は、本日から 12 月 20 日までの 8 日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から、12 月 20 日までの 8 日間に決定しました。

◎諸般の報告（議会運営委員会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。
はじめに、11 月 22 日に開催されました議会運営委員会の報告を行います。
議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長、山崎往男君。
- 議会運営委員長（山崎往男君） ただ今、議長より指名がございましたので、議会運営委員会の会議結果を報告いたしたいと思います。当委員会は、去る 11 月 22 日に委員会を開催し、全委員出席のもと、12 月定例会の運営につきまして協議を行いました。
まず、会期及び会期中の日程について協議をおこない、会期を、12 月 13 日から 20 日までの 8 日間とし、全員協議会を 14 日、予算決算委員会を 17 日、続会議を 20 日と決定し、いずれも午前 10 時から開会と決定をいたしました。また、一般質問につきましては、通告締切日を 11 月 30 日とし、質問日は開会日の 12 月 13 日と決定をいたしました。

次に、開会日における、議事日程および議事進行の取り扱いにつきまして協議を行い、議案第 38 号・42 号・48 号と、同意第 3 号を、開会日に即決することと致しました。

最後に、次回、3 月定例会の会期を検討するため、閉会中の継続調査申出書を、続会議に提出することを決定して、委員会を閉じました。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。

◎諸般の報告（桜井宇陀広域連合議会）

- 議長（盛岡英成君） 次に、一部事務組合議会に関する報告を行います。
去る 11 月 12 日に開催されました、桜井宇陀広域連合議会の報告を求めます。
派遣議員 山崎往男君。
- 派遣議員（山崎往男君） それでは、桜井宇陀広域連合議会の報告を申し上げたいと思います。平成 30 年桜井宇陀広域連合議会第 2 回定例会を去る 11 月 12 日午前 10 時に開会をいたしました。会期を当日 1 日限りと決定し、今回提出されております平成 29 年度桜井宇陀広域連合一般会計及び特別会計 2 件につきまして審議する旨を議長より告げられまして、3 議案について提案理由説明を求められました。これを受けまして松井連合長よりそれぞれの決算内容につきまして提案理由説明を受けました。内容につきましては、次のとおりでございます。

認定第 1 号平成 29 年度桜井宇陀広域連合一般会計歳入歳出決算についてでございます。歳入決算額が 1,547 万 4,811 円、歳出決算額が 1,325 万 6,398 円、差引残高 221 万 8,413 円を次年度へ繰り越すということでございます。次に認定第 2 号平成 29 年度桜井宇陀広域連合ふるさと町村基金特別会計歳入歳出決算につきましてでございます。歳入決算額が 1,136 万 8,867 円、歳出決算額が 891 万 3,590 円、差引残額 245 万 5,277 円を次年度へ繰り越したということでございます。次に認定第 3 号平成 29 年度桜井宇陀広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算について説明を受けました。歳入決算額につきましては、5,955 万 9,403 円、歳出決算額が 5,188 万 3,939 円、差引残額 772 万 5,464 円を次年度へ繰り越したという説明でございます。いずれも黒字決算ということでございまして、翌年度に繰越をされております。この後続きまして、桜井宇陀広域連合の監査委員から決算審査意見書にもとづきまして報告を受けました。監査委員につきましては、中森和生氏でございます。桜井の方でございます。この後、担当課長より 3 案件につきまして、それぞれ事項別明細等につきまして詳細にわたり説明を受けました。議長より各案件ごとに審議にされる旨を告げられまして、審議をいたしました結果、認定第 1 号から認定第 3 号まで全会一致に寄りまして原案どおり認定されました。以上第 2 回の定例会の結果につきましての報告に代えさせていただきます。なお、この 29 年度の事業内容につきまして、詳細につきまして、当日のこの資料を持っておりますので、必要な方につきましては、後刻ないしは後日申し出ていただきましたらお渡しさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。詳細につきましては、時間の関係上省略をさせていただきます。以上でございます。

◎諸般の報告（宇陀衛生一部事務組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、去る11月26日に開催されました、宇陀衛生一部事務組合議会の報告を求めます。
派遣議員 山岡隆良君。
- 派遣議員（山岡隆良君） 平成30年度宇陀衛生一部事務組合第2回定例議会が、平成30年11月26日午前10時より、宇陀市農村環境改善センター農林会館大集会室において開催されましたので、ご報告させていただきます。当日、全議員参加のもと高見宇陀市長の挨拶の後、日程第1、議長より会議録署名議員の指名があり3番宇陀市亀井雅之議員、4番東吉野大丸仁志議員が指名されました。日程第2、会期の決定については、本日1日限りとし議事に入りました。日程第3、議案第6号平成30年宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出補正予算第2号について、内容は歳入歳出それぞれ350万8,000円を減額し、歳入歳出予算総額を1億1,253万7,000円とするもの、予算削減理由については、修繕費100万円、医薬材料費200万円、委託料50万8,000円の減額によるものです。日程第4、認定第1号平成29年度宇陀衛生一部事務組合一般会計歳入歳出決算について、歳入総額1億3,990万9,665円、歳出総額1億3,457万9,697円、歳入歳出差引額532万9,968円で実質収支額も同額となっております。会計監査結果について、14番曾爾村坂井英治議員より問題ありませんとの監査報告がありました。30年度補正予算第2号並びに認定第1号29年度決算認定について、全員の挙手により承認されました。その後、29年度決算認定の審議の過程において財政調整基金が6,500万と非常に大きな額が積み上がっているが、これだけの額を積み上げなければならぬのか、また施設設備の更新が迫って来ているなかにあり、財政調整基金の使い方や設備更新の際の資金調達について有利な過疎債を使うこと等の検討意見や、設備更新方法についての具体的な詳細説明が欲しい旨の意見が出されました。
終わりに、伊藤村長の締めのご挨拶があり午後0時12分散会となりました。以上で宇陀衛生一部事務組合の議会報告に代えさせていただきます。

◎諸般の報告（東宇陀環境衛生組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、去る11月30日に開催されました、東宇陀環境衛生組合議会の報告を求めます。
派遣議員 古川芳明君。
- 派遣議員（古川芳明君） 平成30年度第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会の報告を行います。去る11月30日午後3時より、平成30年度第2回東宇陀環境衛生組合議会定例会が、東宇陀クリーンセンターにおいて開催されました。本村からは、組合副議長として山崎議員、組合議員として松岡議員、古川が出席いたしました。組合議会定例会については、10名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名、会期の決定を行い、芝田管理者の挨拶後議事に入りました。付議された案件は、認定第1号、平成29年度東宇陀環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、以上1件が提案されました。認定第1号については、平成29年度歳入歳出決算について、歳入額1億8,630万1千円、歳出額1億8,471万7千円で、翌年度繰越金が158万4千円となって

おります。以上 1 件が原案どおり全会一致により承認され、午後 3 時 42 分に閉会いたしました。以上、東宇陀環境衛生組合議会の報告といたします。

◎諸般の報告（曾爾御杖行政一部事務組合議会）

- 議長（盛岡英成君） 続いて、去る 12 月 10 日に開催されました、曾爾御杖行政一部事務組合議会の報告を求めます。

派遣議員 葛城昌俊君。

- 派遣議員（葛城昌俊君） 平成 30 年第 1 回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。去る、12 月 10 日 10 時より、平成 30 年第 1 回曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会議が御杖村役場 3 階会議室において開催されました。曾爾村からは、組合議長として木治議員、組合議員として萩原議員、大向議員が出席、御杖村からは組合議員として盛岡議員、木村議員、私葛城が出席いたしました。

組合議会定例会については、6 名の出席で議会は成立し、その後日程に基づき、会議録署名議員の指名で 4 番萩原議員、5 番葛城が指名されました。会期を 1 日間とし、木治議長の進行で議事に入りました。

付議された案件は、1 第 1 号議案、曾爾御杖行政一部事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件、2 認定第 1 号、平成 29 年度曾爾御杖行政一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件、3 第 2 号議案、平成 30 年度曾爾御杖行政一部事務組合会計歳入歳出予算補正第 1 号です。以上 3 件が提案されました。

第 1 号議案については、平成 30 年度 12 月期の勤勉手当支給割合の改正、行政職給料表の改正を行いました。認定第 1 号については、平成 29 年度一般会計歳入歳出決算認定について、監査委員より監査報告がされました。第 2 号議案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 114 万 4 千円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 3,778 万 7 千円となりました。

以上 3 件が原案どおり全会一致で可決及び認定され閉会しました。以上で、曾爾御杖行政一部事務組合議会定例会の報告といたします。

- 議長（盛岡英成君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 皆さんおはようございます。

本日 12 月定例会を招集させていただきましたところ全員のご参集を賜り誠にありがとうございます貴重なお時間をいただき私から 9 月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

まず 9 月 30 日から 10 月 1 日にかけて襲来しました台風 24 号の被害についてです本村に影響を及ぼした台風としては 4 つ目の襲来となり他の 3 つの台風 に比べ雨量は 210mm と少なかったのですが風台風として強風が吹き村内各地で倒木による停電が発生しました。一部地域ではこの復旧に 24 時間近くを要する

こととなり村民の生活にも大きな影響を及ぼしましたまた被害も大きく先の全員協議会で担当課よりご報告申し上げたところでございます。

10月14日には本村で初めてとなります防災訓練を実施いたしました第1部では大地震が発生したことを想定した避難訓練を実施し第2部においては常会長大字役員等の方々を対象に県防災士の防災士の方からの講演さらに負傷者搬送訓練応急処置訓練を実践していただきました安心安全なむらづくりのためこれら訓練の重要性を再認識し来年度以降も継続的に実施していきたいと考えております。

続いて観光振興についてですが村では様々な通じ村の魅力の情報発信と知名度の向上また同時に来訪者を増やす取り組みを行っているところです。10月8日には今回で3回目の開催となった「難巾着nみつえ」もその一つです。今回の難巾着7種目の難し当日延べ146名の方に参加をしていただきましたこの難巾着開催にあたっては新聞雑誌等の関係者に対し難巾着を行った結果本年度も複数の新聞社や局に取り上げていただきこの難巾着御杖村を多くの人に知ってもらう機会となり、知名度の向上につながったものと考えています今後も様々な観光通じ、村の魅力の発信と知名度の向上に努めてまいります。

11月7日から16日にかけての4会場で安心安全な住みよい住み続けたい住んでみたいむらづくりを目指してと題して大字別集会を開催しすでに全員協議会で概要の報告を行ったところです特に来年度以降につきましても開催方法や内容等を検討しながら継続的に行っていきたいと考えております。

また11月27日から29日の3日間宇陀郡町村会として曾爾村長と共に上京し奈良県町村長研修全国町村長大会山村振興連盟通常総会に出席をいたしました特に全国町村長大会においては地方創生の更なる推進地方分権改革の推進農村漁村の振興による農山漁村の再生活活性化等々を決議し関係省庁に要望を行ったところでございます。

その他地域おこし協力隊については12月1日に教育部門の協力隊を1名採用し12月17日から自伐型林業部門の協力隊1名を採用いたします教育部門の協力隊には来年度より開講予定の村営塾の講師としてまた自伐型林業部門の協力隊には森林資源を必要な分だけ機動的に搬出する自立自営型の林業の定着を目指しそれぞれ活動をしていただくこととなります今回の2名の採用で現在活動をいただいています農業部門2名観光部門1名とあわせ合計5名の協力隊員に活動をしていただくこととなりましたそれぞれの隊員には基本的に3年間継続的に活動をしていただくこととなりますが新たな担い手として御杖村に定着していただけるよう今後も支援してまいりたいと思っております。

最後に今定例会でご審議をお願いいたします案件は条例制定、一般会計及び特別会計の補正予算また契約締結和解及び損害賠償の額人事案件など13件となっておりますそれぞれの案件につきましてよろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） これで行政報告を終わります。

◎一般質問

吉田俊弘君「道の駅隣接ホテルの進出状況について」

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、一般質問を行います。通告に基づき、順次発言を許可します。

はじめに、吉田俊弘君。

- 3 番（吉田俊弘君） 道の駅を利用し、隣接ホテルを建設する地方創生事業について伺いたいと思います。

以前、全員協議会で、説明を受けていますが、積水ハウスとマリOTTが共同参画し、道の駅付近に宿泊特化型のホテルを建設すると聞いています。

先日行われた両社による報道発表では、「地域の魅力を渡り歩く旅」を提案する地方創生事業と位置付けられています。道の駅に隣接したホテルを利用し、バス、自動車、バイク、自転車などで渡り歩きながら地域の観光文化に触れ、地域の人とのつながりを感じることで、旅行者の満足度を高める。食事や土産品などは、道の駅等の地域に任せることで、地域コミュニティと協力しつつ、地域とのふれあいを重視するとしています。食事やショッピング等による地域での消費を促し、ホテル従業員やリネン関係雇用も発生することから、様々な面で地域に貢献し、地域活性化の一助となるよう取り組みを進めるとし、各自治体と綿密に協議していきたい等の発表内容でした。県内では、本村の伊勢本街道みつえをはじめ、4・5箇所の候補地も上がっております。

現在のホテル進出の状況と、それに対応した道の駅施設の改良・特産品の開発等、最大限の波及効果を生むための、村長のお考えを伺いたいと思います。

以上。

- 議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 道の駅付近に進出するホテルの状況と、それに対応した道の駅施設の改良、特産品の開発等最大限の波及効果を生むための施策についてのお尋ねについてお答えしたいと思います。

住宅メーカーで知られています積水ハウス株式会社は、世界最大のホテルチェーン、マリOTT・インターナショナルと提携し、道の駅隣接地に素泊まり型のシンプルなホテルの建設を、全国に展開する事業を始められたことはお伝えをしたところでございます。

また先月 28 日に行われた両者による記者会見では、議員おっしゃるとおり、地域の魅力を渡り歩く旅を提案する地方創生事業と位置づけ、新しい体験型の旅のスタイルを提案するというコンセプトで、地域に根ざした地域資源を地元と共に提供し、自動車やバイクなどで全国の道の駅に隣接したホテルを渡り歩きながら、地域と人とのつながりを感じることを通じて、旅行者の満足度を高めることを目指すということでございました。

そして、まずファーストステージとしまして栃木、岐阜、三重、京都、和歌山の 5 府県 15 箇所で、2020 年秋以降に開業し、順次全国に展開する予定とし、その後、セカンドステージとして兵庫や奈良、岡山、愛媛など 10 道県と協議しつつ立地の選定に着手しているとの発表でした。

本村の道の駅も、このホテル建設の候補地に上がり、その後、内定したとの

連絡があったことは、先の全員協議会でお伝えさせていただいたところです。また内定後は、セキスイハウスの担当者が地権者と会い、用地の確保に向け交渉を重ねてきたところでございます。

今回の発表後、積水ハウスの担当者は、「奈良県内で事業展開をされるのはセカンドステージとなり、ファーストステージの15箇所の整備が概ね完了後に着手していきたい」とのことでした。また「奈良県内で候補地にあがっている数カ所の内、3箇所を先行して整備し、その後、本村を含む他の候補地について整備していく」とのことでした。

今回、ホテル建設の候補地に内定したことで、本村の道の駅の長所と短所を知ることができたと思っております。県内の道の駅は、本年度オープンした2箇所を加え15箇所の道の駅があります。この15箇所の中から本村の道の駅が候補地として内定した理由の一つとして、温泉施設が併設されているという長所があり、また短所としては周辺に飲食できる施設がないことが挙げられております。

今回、先行して整備予定の3箇所については、「近くにコンビニがあるため、飲食施設が閉店していても、軽食の購入ができる」とのことでした。今後は、本村の道の駅が持っている長所を伸ばし、短所を克服していくような周辺整備と、村内に長く滞在していただけるよう参加型の観光メニューの開発も検討していきたいと考えております。

以上、議員お尋ねの回答とさせていただきます。

- 議長（盛岡英成君） 吉田議員。
- 3 番（吉田俊弘君） 建設までには、だいぶ月日がかかると思いますが、コンビニ等の関係もありますし、またそのように改良とか改築のほうよろしくご検討いただきたいと思います。以上です。
- 村長（伊藤収宜君） 先程の答弁でもさせていただきましたが、道の駅につきましては、やはり魅力があるようにしていく、またホテルも進出して貰いやすい状況を作っていくというのは、大変重要だと考えておりますので、今後とも取り組んで行きたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） これで、吉田俊弘 君の一般質問を終わります。

葛城昌俊君①「インバウンドを取り込む施策について」

- 議長（盛岡英成君） 続いて、葛城昌俊 君。
- 1 番（葛城昌俊君） 外国人観光客の取り込みについて、お伺いしたいと思います。

ここ数年、日本を訪れる外国人観光客が増えています。政府観光局の資料によりますと、2017 年(平成 29 年)には、2,869 万人と過去最高を記録しました。平成 20 年当時では、835 万人であったことを考えると、飛躍的な増加が続いています。更に、2020 年には、東京オリンピックパラリンピックが開催されることから、政府は、目標数値を4,000 万人としています。また、先月には、2025 年の国際博覧会が、大阪関西で開催されることが決定しました。これにより、関西地方への観光客も、益々増加することになると思われます。

さて、このような状況が期待される中、本村への外国人観光客取り込みについて、どのようにお考えでしょうか。村の活性化に向け、観光交流人口を増やすことは、重要であり、その施策を検討するにあたっては、インバウンド、すなわち

訪日外国人旅行にも、目を向ける必要があると思われます。

現在、平成 31 年度予算の編成作業中であると思われますが、インバウンドを取り込む施策としてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っています。以上です。

- 議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 訪日外国人旅行者を取り込む施策についてどのように考えているかのお尋ねについてお答えいたします。

日本を訪れる外国人観光客については議員おっしゃるとおり、ここ数年、飛躍的に増加をしております。また政府は、東京オリンピックパラリンピックが開催される 2020 年には、訪日外国人旅行者数を 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額を 8 兆円とする目標を掲げています。

現在、多くの訪日外国人は、成田空港から訪日し東京から京都、大阪と移動し関西空港に至るゴールデンルートや、名古屋を起点に高山、白川郷を経て金沢、富山に至るドラゴンルートのように国内を横断、あるいは縦断するコースをたどって日本旅行を行っています。

また奈良県が発表した「関西ワンパス」の利用状況分析結果では、訪日外国人の滞在時間は、大阪府 62.5 時間、京都府 25.5 時間と 1 泊から 3 泊しているのに対して、奈良県の滞在時間は 4.7 時間で、奈良市を訪れた外国人の 72.8% が、その日の内に大阪府に移動しており日帰り観光が中心となっております。

観光による経済効果を拡大するためには、現在主流となっています奈良市を観光して大阪、京都で泊まるルートではなく、奈良市から奈良市以外の県内の観光地を周遊し、大阪、京都以外の観光地に向かう新たな流れを生み出すことが不可欠と言えます。

このような状況の中、御杖村におきましても名張市、宇陀市、曽爾村、山添村、東吉野村の 2 市 3 村とともに、外国人旅行者を中心とした広域観光の振興と関係地域の活性化を図ることを目的に、平成 29 年 3 月に「東奈良 名張ツーリズム・マーケティング」を設立し、外国人旅行者を中心とした観光客誘致事業を開始しています。

このエリアは伊勢本街道や初瀬街道といった、古来より伊勢参りのための街道が発達し、交通の要所として栄えた歴史があります。また、これらの街道の終着点である伊勢神宮は世界的に有名な神社であるだけでなく、伊勢参りにまつわる様々な文化や伝承が存在し、国内外を問わず旅行者を魅了するストーリーを有していると考えています。更に伊勢神宮や伊勢志摩エリアから先の目的地についても、セントレア空港に向かい帰国する、あるいは名古屋を経由しドラゴンルートやゴールデンルートなどの主要な外国人観光ルートへつなぐなど、旅行者のニーズに応じた先の展開が可能であると考えています。

議員ご指摘のとおり、村の活性化を図るためにも観光交流人口を増やすことは重要であり、その施策の一つとして訪日外国人旅行者を誘致していく必要があると考えています。また外国人旅行者を誘致するためには、御杖村単独ではなく周辺市村と連携して観光地域づくりを進めていくことが重要であると考えており、その役割を「東奈良 名張ツーリズム・マーケティング」に担っていただきたいと考えているところです。

「東奈良 名張ツーリズム・マーケティング」では、「観光商品の造成」、「国内外への旅行セールス」、「海外向けのコンテンツの充実と情報発信」などに

取り組むとともに、事業活動を通じ収益を生む仕組みづくりを確立し、早期の法人化を目指すこととしています。

今後もこの「東奈良 名張ツーリズム・マーケティング」及び構成市村と連携しながら、訪日外国人旅行者を誘致するための施策を展開していきたいと考えております。

以上、議員お尋ねの回答とさせていただきます。

- 議長（盛岡英成君） 葛城議員。
- 1 番（葛城昌俊君） ありがとうございます。今聞かせていただいて、先程吉田議員からも質問のあった建設予定のホテルも関連してくると思われます。そしてまた、先程答弁されましたゴールデンルートなど、御杖村は名張とそして東奈良で連携されるということで、360 号線の改良とかそちらのほうについては、それでは少し説明を換えさせていただきまして、御杖村独自で桜峠などにさくらの植樹などの観光、例えなんですけども、そういうことも考えていただければと思います。
- 議長（盛岡英成君） 答弁よろしいですか。はい、伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 桜峠等の桜ということですか。植栽とかですか。申し訳ありません。そのことに関しては、今のところ考えてはいないんですけども、いずれにいたしましても、議員おっしゃるとおり、これから外国人の方のインバウンドの需要というのはかなり多くなってきておると思っています。そういうなかでは、先程のホテル建設にしましても、それから村の中のそういう景観の醸成と言いますか、どうしていくかということについても、かなり必要になってくるということは認識しております。今回、そういうことも含めての検討になると思いますが、先ず、東奈良 名張ツーリズムの活発な事業展開ということを考えて上で、村として、そしたら道の駅なり他の施設どうしていくかということを考えていければというように思っております。
- 議長（盛岡英成君） 葛城議員。
- 1 番（葛城昌俊君） 答弁ありがとうございます。外国人観光客の誘致も大切やと思いますので、村長始め行政の方々一丸、そしてまた議員も一丸となって取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

葛城昌俊君②「対話集会を終えての今後の施策について」

- 議長（盛岡英成君） 続けて、葛城昌俊 君の二つ目の質問を許可します。葛城昌俊君。
- 1 番（葛城昌俊君） それでは、二つ目の質問をさせていただきます。
対話集会を終えての今後の施策について、お伺いしたいと思います。
先月、村長と住民による対話集会が、各大字において開催されました。また、去る6月には、中学2年生が議員となる子ども議会が開催され、子どもから多くの質問がございました。このように、住民と対話する機会を持ち、今後の行政運営に反映していこうとする村長の姿勢については、大いに評価をさせていただきたいと思います。
さて、それらのなかで、村民の方々より多くのご意見をいただいたことと思います。対話集会を終えられての感想と、村民の方々のご意見を、お聴きになって、今後どのような施策を実行されるのか、特に、コンビニ設置については、賛否両論の意見が出たと思われますが、村長はどのような方向を検討されているのか、

お聞かせいただきたいと思います。以上です。

- 議長（盛岡英成君） 答弁を求めます。伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 今回の大字別集会では、村民の皆さまから様々なご意見を頂戴いたしました。現在、来年度予算編成時期であり、来年度以降に実施できるものがありましたら、予算を計上してまいりたいと考えております。

コンビニの誘致については、賛否両論のご意見をいただいたと思いますが、どちらかといえば賛成意見の方が多かったように感じています。賛成意見の中には、地元の小売店の経営を圧迫しないよう充分な話し合いを持ち、進めてほしい。また品揃え、移動販売など、田舎のコンビニとして進めてほしい。等の貴重なご意見をいただきました。私としては今後、コンビニの誘致も一つの選択肢として、村内の買い物対策をどのように進めるべきか、村民の皆さんと意見交換の場をもっていきたいと考えております。特に村内で小売業を営んでいる方のご意見も伺い、共に作り上げていくようなコンビニになればと考えております。よろしく願います。

- 議長（盛岡英成君） はい、葛城議員。
 - 1番（葛城昌俊君） 答弁のほうありがとうございます。村長の意見は、前向きにコンビニの予定を進めて行くということで、私も対話集会に出させていただいて村民の意見を聞かせていただいて、賛否両論あるなかコンビニ誘致のほう進めていただきたいと思います、そしてまた対話集会を何度かさせていただいてその方向に進めていただきたいと思います。以上です。
 - 議長（盛岡英成君） 答弁はよろしいですか。はい、これで、葛城昌俊君の一般質問を終わります。
- 以上で、一般質問を終わります。

休憩・再開

- 議長（盛岡英成君） ここで、暫時休憩をいたします。
55分再開といたします。休憩します。
（午前10時48分 休憩）
（午前10時55分 再開）

◎議案第25号、議案第37号、御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第6、議案第37号、御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案について、提案理由の説明をさせていただきます。
国際社会に対応した教育施策の一環として、御杖小学校及び御杖中学校に在学する児童及び生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上や一人ひとりの学力及び学習意欲の向上を図るため、御杖村営学習塾の設置運営に関する条例を制定するものでございます。以上が提案理由でございます。よろしく願います。

- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 38 号、御杖村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 7、議案第 38 号、御杖村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、を議題とします。

本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約の内、複数年契約を結ぶものをこの条例で定めるもので、事務の効率化を図ります。電子計算機等の物品の借り入れ、また毎年度当初から役務の提供を受ける契約が対象となります。

詳細につきましては、総務課長から説明を申し上げます。

- 議長（盛岡英成君） 藤田総務課長。
- 総務課長（藤田辰猪君） この条例第 1 条の地方自治法施行令第 167 条の 17 においては、地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。と規定されています。上程の条例第 1 条第 1 項第 1 号の物品を借り入れる契約は、具体的には電子計算機、複写機その他事務用機器などのリース契約であり、また、第 2 号の役務の提供を受ける契約につきましては、具体的には、庁舎その他の施設における清掃業務、設備若しくは機器の監理業務、電子計算機処理に係るプログラムの保守及び運用に関する業務など、毎年度当初から継続をして役務の提供を受ける必要があるものとなり、長期継続契約を締結することにより事務の効率化を図っていきたいと考えております。また、第 2 条におきまして契約期間を定めており、期間については 5 年以内といたします。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第 7、議案第 38 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願

ます。

(全員起立)

- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 38 号、御杖村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 8、議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案につきましては、平成 30 年の人事院勧告に基づき改正されました特別職の国家公務員の給与改定に準じ、村議会議員の期末手当の支給月数を引き上げ改正したいので、本条例を制定するものでございます。
- 議長(盛岡英成君) 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

〔上程、説明〕

- 議長(盛岡英成君) 次に、日程第 9、議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長(伊藤収宜君) 本案につきましても、平成 30 年の人事院勧告に基づき改正された特別職の国家公務員の給与改定に準じ、村長、副村長、教育長の期末手当の支給月数を引き上げ改正したいので本条例を制定するものです。

よろしく願いいたします。

- 議長(盛岡英成君) 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(盛岡英成君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例の制定について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 10、議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましても、平成 30 年の人事院勧告に基づき改正された一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本村の一般職の職員給与等を改正したいので本条例を制定するものでございます。
よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 42 号、御杖村山村開発センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 11、議案第 42 号、御杖村山村開発センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、現行山村開発センターの使用料につきまして、正午から午後 1 時までの利用時間に対する使用料の定めがないため、この時間を含めた使用時間の改正をするとともに、各室使用料金につきましても見直しをするものです。
詳細につきましては、教育委員会次長から説明申し上げます。
- 議長（盛岡英成君） 中村教育委員会次長。
- 教育委員会次長（中村康幸君） 村長から、提案理由にありましたように、現行条例におきまして、正午から午後 1 時までの利用にあたる使用料の定めに該当する時間はありませんが、現状の施設の使用状況におきましては、この時間帯に該当する利用がございまして、施設使用料を徴収する上での根拠となる当該条例第 10 条第 1 項に定める使用料金表に正午から午後 1 時迄の時間を加えたいのが改正案の趣旨でございます。それに伴い各部屋の使用料金も、改正をいたしたく改正案におきましては、時間当たりの単価を設けてその単価に時間数を乗じて設定しております。また、午前 9 時から 17 時まで続いている使用料金は、12 時から 17 時の料金に各室一律に 500 円を加算するかたちでの料金設定とさせていただいております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 4 番 (山岡隆良君) 4 番山岡。
- 議長 (盛岡英成君) はい、山岡議員
- 4 番 (山岡隆良君) ちょっと、分からん部分がありまして、質問させていただきたいんですけども、付けていただいております表、12 時から午後 13 時、1 時迄ですね、正午から 13 時、表のところに時間の単価というのが見あたらんように思うんですけど、そこはどういう表現で理解させて貰ったら良いのかなと思うんですけども。ちょっとよろしく願いいたします。
- 議長 (盛岡英成君) 中村教育委員会次長。
- 教育委員会次長 (中村康幸君) 時間単価という言葉を使わせていただきましたが、既存の料金設定に大体 1 時間あたりどれくらいになるかということをお先ず計算させていただきまして、そして午前と午後、夜の時間数、これはひとくりにさせていただいているんですが、例えば午前でしたら 3 時間、午後の 5 時間、夜の 5 時間それは一律の単価を使わせて貰ってかけ算をさせて貰っての料金設定という意味でございます。
- 議長 (盛岡英成君) はい、山岡議員。
- 4 番 (山岡隆良君) そうすると、9 時から 12 時、大ホールを利用させて貰いますと 1,500 円ということで、良いんですね。そして、正午から 17 時迄は、2,500 円ということで、例えばこんな人おったらどうなるんです。12 時から 1 時迄貸してくださいと言う人がいた場合は、2,500 円ということになるんですか。
- 議長 (盛岡英成君) 中村教育委員会次長。
- 教育委員会次長 (中村康幸君) すいません。今ご質問いただきましたとおり、時間の区切り、時間あたりいくらというかたちでは設けておりますが、おっしゃってくださるように、その時間に係る 1 時間の利用でありましてここに定められた、例えばセンターの場合でしたら 12 時から 17 時は 2,500 円をいただくというかたちでの料金設定とさせていただいております。
- 議長 (盛岡英成君) はい、山岡議員。
- 4 番 (山岡隆良君) 分かりました、了解しました。
- 議長 (盛岡英成君) 他に、質疑はございませんか。
- 議長 (盛岡英成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 (盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第 11、議案第 42 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

- 議長 (盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 42 号、御杖村山村開発センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算 (第 5 号) の議定について [上程、説明]

- 議長 (盛岡英成君) 次に、日程第 12、議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般

会計補正予算（第 5 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案について、提案理由の説明をさせていただきます。
歳入歳出予算それぞれに 2,995 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25 億 1,963 万 9 千円とするものでございます。
主な補正の内容につきましては、職員退職及び人事院勧告による人件費の増減により 284 万 3 千円の減額、ホームページ構築に係る委託料 334 万 8 千円の増額、介護保険特別会計への繰出金 350 万円の増額また障害者自立支援介護給付費 834 万 6 千円増額、障害者自立支援医療給付費 242 万円の額、また、台風 24 号による農地農業施設災害復旧費 470 万円の増額等でございます。
以上、提案理由でございます。
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 13、議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、歳入歳出予算それぞれに 5 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 2,269 万 8 千円とするものです。主な補正の内容につきましては、人事院勧告による人件費の増額 5 万 5 千円でございます。
よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 14、議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

伊藤村長。

- 村長（伊藤収宜君） 本案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。事業勘定は、歳入歳出予算それぞれに 100 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3,629 万 6 千円とするものでございます。主な補正の内容につきましては、国民健康保険事業に伴う納付金のうち基盤安定支援分等の確定に伴います増額でございます。

また、診療施設勘定は、人事院勧告による人件費の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（盛岡英成君） ただ今の提案理由の説明のなかで、診療施設勘定についての歳入歳出予算総額の説明がございましたが、再度答弁を願いたいと思います。説明理由をお願いします。
- 村長（伊藤収宜君） 診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 13 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 1,232 万 1 千円とする診療施設勘定の予算でございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきました、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎議案第 46 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について〔上程、説明、質疑、付託〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 15、議案第 46 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきましては、歳入歳出予算それぞれに 2,923 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,067 万 5 千円とするものでございます。
主な補正の内容につきましては、介護給付費の居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費等の増額でございます。
よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから総括的質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
本案については、全員協議会で詳細説明を受け、予算決算委員会に付託することにしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 46 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定については、予算決算委員会に付託することに決定しました。

◎同意第 2 号、議案第 47 号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結について〔上程、説明〕

- 議長（盛岡英成君） 日程第 16、議案第 47 号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本工事については、事業費の変更増額が必要となり、変更契約後の予定価格が 5,000 万円以上となることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） 本案については、全員協議会において詳細な説明を願い、再開日まで議案調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結については、

再開日まで議案調査といたします。

◎議案第 48 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて〔上程、報告、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 17、議案第 48 号、和解及び損害賠償の額を定めることについて議題とします。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 昨年 7 月にみつえ青少年旅行村で発生しましたボブスレーコース上での転倒負傷事故につき、代理人同士による相手方との示談交渉を続けてきました結果、最終の慰謝料及び後遺障害につき和解する旨の示談書が提示されたため、損害賠償額の決定及び和解について、議決を求めるものでございます。詳細につきましては、むらづくり振興課長から説明を申し上げます。
- 議長（盛岡英成君） 今西むらづくり振興課長。
- むらづくり振興課長（今西孝之君） 本案についての詳細の説明をさせていただきます。平成 29 年 7 月 17 日午前 11 時 30 分頃に、御杖村大字神末 1790 番地みつえ青少年旅行村遊具ゾーン内で、ボブスレー利用者がコース上で転倒し、左上腕骨骨幹部骨折の傷害を負った事故について、負傷した当事者に対し損害賠償の額を定め和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。今回、和解及び損害賠償を行う相手方につきましては、XXXXXXXXXXに住所を置くXXXXXXXXXXでございます。和解の内容といたしましては、1 つ目として、御杖村は相手方に対し本件事故における後遺障害部分を含む人身損害賠償債務として既払い金 80 万 4,009 円を含む、金 587 万 5,125 円の賠償債務の支払義務を認め、既払い金を除く金 507 万 1,116 円の金員を支払うもの。2 つ目として、本件事故による人身損害に関して、御杖村と相手方との間には本件人身損害賠償債務の支払の他、何らの債権債務関係がない事を相互に確認し、後日何らの異議申立訴訟等を行わないこととなっております。なお、和解が成立いたしますと、御杖村が支払義務のある損害賠償金 587 万 5,125 円につきましては全額、村が加入しています総合賠償補償保険の対象となり、加入しています保険会社から支払われることとなります。以上ご審議の程よろしく願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） これから質疑を行います。質疑は、ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
日程第 17、議案第 48 号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 48 号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第 3 号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を
求めることについて〔上程、報告、質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、同意第 3 号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについてを議題と致します。本案につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、即決案件と致します。
事務局、議案の朗読をお願いします。
（事務局議案朗読）
- 議長（盛岡英成君） 提案理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 本案につきまして、説明を申し上げたいと思います。本村教育委員の山尾敦子氏は、平成 28 年 12 月 9 日に就任以来、本村教育行政の推進に努められており、また現在御杖中学校 2 年生の生徒の保護者として PTA 活動等にも熱心に取り組まれております。当該任期が本年 12 月 25 日をもって満了となることから、引き続き保護者代表として、委員任命の同意を求めるものでございます。
任期は、平成 30 年 12 月 26 日から 4 年間です。よろしくご審議をお願いします。
- 議長（盛岡英成君） ただ今、提案理由の説明をいただきましたので、これから、質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。日程第 18、同意第 3 号について、これに同意することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、同意第 3 号、御杖村教育委員会の委員任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎散会の宣告

- 議長（盛岡英成君） 以上をもって、本日の日程は全て終了致しました。
次回の本会議は、12 月 20 日、午前 10 時より開くことに致します。本日は、これにて散会致します。お疲れ様でした。

（午前 11 時 29 分 散会）

第 2 号 (12月20日)

平成 30 年 12 月御杖村議会定例議会（第 2 号）

平成 30 年 12 月 20 日
開議 午前 10 時 00 分

◎議事日程

- 第 1 諸般の報告 例月出納検査
 - 第 2 議案第 37 号の撤回について
(議案第 37 号 御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定について)
 - 第 3 議案第 39 号
御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 4 議案第 40 号
特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 5 議案第 41 号
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 6 議案第 43 号
平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定について
 - 第 7 議案第 44 号
平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
 - 第 8 議案第 45 号
平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
 - 第 9 議案第 46 号
平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について
 - 第 10 議案第 47 号
桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結について
 - 第 11 閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会）
 - 第 12 議員派遣について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（8名）

議長	盛岡英成君	副議長	山岡隆良君
1番	葛城昌俊君	2番	古川芳明君
3番	吉田俊弘君	5番	松岡一往君
6番	木村忠雄君	8番	山崎往男君

◎欠席議員（0名）

◎会議録署名議員

4番	山岡隆良君	5番	松岡一生君
----	-------	----	-------

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

村長	伊藤収宜君
副村長	松原永治君
教育長	丸山栄君
総務課長	藤田辰猪君
むらづくり振興課長	今西孝之君
住民生活課長	西岡悦夫君
産業建設課長	森本成則君
保健福祉課長	片岡保昌君
教育委員会次長	中村康幸君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	中嶋英樹君
書記	川上隆二君

〔発言記録〕

(午前 10 時 00 分 開議)

◎開議の宣告

- 議長（盛岡英成君） 皆さん、おはようございます。
12 月定例会の続会をご案内させていただいたところ、ご出席をいただきありがとうございます。全議員が出席でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程第 2 号のとおりとします。

◎諸般の報告（例月出納検査結果）

- 議長（盛岡英成君） 先ず、日程第 1、諸般の報告を行います。監査委員より例月の出納検査について、8 月から 11 月分の検査結果報告書をいただいています。
抜粋写しの配布をもって報告といたしますが、去る 12 月 18 日に実施された、11 月分の例月出納検査の報告書の中に、過去の不適切な会計処理の事実について、村から報告があったこと、また、その解明に向けて継続して監査を行っていくことが記載されております。
公金にかかる不適切な行為は、村政に対する村民の信頼を大きく損ねるものです。監査委員におかれましては、全容の解明をお願いするとともに、村当局は、このことを重く受け止め、不正行為に対する厳正な措置と、再発防止に向けた早急な取り組みをお願いします。
- 村長（伊藤収宜君） 議長、発言を求めます。
- 議長（盛岡英成君） はい、発言を許可します。
- 村長（伊藤収宜君） おはようございます。今回の職員が起こしました不適切な会計処理に対しまして、管理監督をする立場として重く受け止めているところでございます。今後におきましては、適正な会計処理に向け組織の自浄作用を促し、信頼回復に向け直ちに取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 議長（盛岡英成君） ただいま、村長より発言をいただきました。今後再発防止に向け早急な取り組みをお願いを申し上げたいと思います。

◎議案第 37 号の撤回について〔上程、説明、採決〕

- 議長（盛岡英成君） それでは、日程第 2、議案第 37 号の撤回についてを議題とします。村長より、議案第 37 号、御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定についての撤回申し出がありました。
撤回理由の説明を求めます。
伊藤村長。
- 村長（伊藤収宜君） 村営学習塾は、英語のコミュニケーション能力の向上と児童生徒の可能性を広げていくことを、地方創生の取り組みとして実施したいと考えておりました。これは、世界的な競争と共生が進む現代社会において、広い視

野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性新し価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献などの意識をもつグローバル人材を育成したいという思いから計画したものであります。今回の条例案では、学校教育との差別化が、明確で無かったため撤回するものであります。

- 議長（盛岡英成君） お諮りします。日程第 1、議案第 37 号の撤回について、承認することにご異議ありませんか。

（「意義なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 37 号、御杖村営学習塾の設置及び運営に関する条例の制定についての撤回については、承認することに決定しました。

◎議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 3、議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案については、開会日及び全員協議会にて説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 3、議案第 39 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 39 号、御杖村議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、程第 4、議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。 討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 4、議案第 40 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 40 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例の制定について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 5、議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。 討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。

日程第 5、議案第 41 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 41 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎一括議第〔委員長報告、質疑〕

- ・議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定について
- ・議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- ・議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について
- ・議案第 46 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 6、議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算（第 5 号）の議定について

日程第 7、議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）の議定について

日程第 8、議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）の議定について

日程第 9、議案第 46 号、平成 30 年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議定について

以上の 4 件を、一括議題とします。

本案件につきましては、予算決算委員会へ付託した案件でございます。会議規則第 41 条第 1 項の規定に基づき、本件について、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

松岡委員長。

- 予算決算委員長（松岡一生君） 議長より指名いただきましたので、委員会を代表しまして、付託されました議案第 43 号から議案第 46 号の 4 件につきまして、一括してその審査の経過と結果についてご報告します。

経過でございますが、12 月 13 日の本会議において、補正予算の議定 4 件が付託されましたことにより、去る 12 月 17 日に委員会を開催しました。当日は、委員 8 名の全委員及び村当局出席のもと審査を実施しました。

審査でございますが、本議題の補正予算 4 件につきまして、各会計ごとに質疑及び討論と採決を行いました。一般会計におきましては、2 名の委員より質疑が行われ、各担当課長より答弁いただきました。特別会計の 3 会計については、質疑はございませんでした。内容につきましては、全議員出席の委員会ですので、割愛をさせていただきます。採決の結果につきましては、補正予算 4 会計とも、全員の賛成により、原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第 43 号から議案第 46 号についての、予算決算委員会の審査報告を終わります。

- 議長（盛岡英成君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 5 号) の議定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて議案ごとに、討論及び採決を行います。
まず、日程第 6、議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 5 号) の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 6、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(全員起立)
- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 43 号、平成 30 年度御杖村一般会計補正予算(第 5 号) の議定について、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) の議定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第 7、議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)
- 議長(盛岡英成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第 7、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(全員起立)
- 議長(盛岡英成君) ありがとうございます。全員の起立により、議案第 44 号、平成 30 年度御杖村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号) の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) の議定について〔討論・採決〕

- 議長(盛岡英成君) 続いて、日程第 8、議案第 45 号、平成 30 年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号) の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
(「討論なし」の声あり)

- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第8、議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第45号、平成30年度御杖村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第46号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定について〔討論・採決〕

- 議長（盛岡英成君） 日程第9、議案第46号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定についてを議題とし、討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより、本案について採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
日程第10、議案第47号、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）
- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第46号、平成30年度御杖村介護保険特別会計補正予算（第3号）の議定については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第47号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結について〔質疑、討論、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第10、議案第47号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結についてを議題とします。本案についても、説明を終えていますので、これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。 討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより本案について採決を行います。
日程第10、議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（全員起立）

- 議長（盛岡英成君） ありがとうございます。全員の起立により、議案第 47 号、桃俣多目的研修センター耐震・改修工事に伴う工事変更請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について〔上程、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 11、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。
議会運営委員長から、お手元の資料のとおり会議規則第 75 条の規定により本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中における継続調査の申し出がありました。
お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣について〔上程、採決〕

- 議長（盛岡英成君） 次に、日程第 12、議員派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員派遣については、配布済資料のとおり派遣することにしたと思います。
また派遣内容についての一部変更については、議長において行いたいと思いますが、これらにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議長（盛岡英成君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布した資料のとおり派遣することを決定し、一部の変更については、議長において行うことといたします。

◎閉議及び閉会の宣告

- 議長（盛岡英成君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日の会議を閉じます。
よって、平成 30 年 12 月御杖村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

（午前 10 時 18 分 閉会）

◎会議録署名

御杖村議会会議規則第 127 条の規定によりここに署名する。

御杖村議会 議 長 盛 岡 英 成

御杖村議会 議 員 山 崎 往 男

御杖村議会 議 員 葛 城 昌 俊